

大山町国民健康保険診療所電子カルテ導入委託業務

変更仕様書

令和5年5月
大山町健康対策課

大山町国民健康保険診療所電子カルテ導入委託業務仕様書

1 基本事項

(1) 業務名

大山町国民健康保険診療所電子カルテ導入委託業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

ア システムの構築

イ システムの導入

ウ 機器導入

エ 各種マニュアルの作成

オ 操作説明・研修

カ その他上記業務に付帯する業務

(4) 費用

本仕様書に示す業務を行うものとし、システム構築及び導入に必要な初期費用を含む。

(5) 納品場所

(6) の町内3診療所

(6) 導入対象施設 (令和5年4月1日現在)

施設名称	診療科目	所在地
名和診療所	内科・小児科	大山町御来屋 467
大山診療所	内科・循環器内科医 小児科・外科	大山町今在家 475
大山口診療所	内科・神経内科・消化器内科 心療内科・リハビリ科	大山町末長 483-3

2 仕様

(1) 概要

ア 利用者の利便性・操作性を考慮し、容易に操作でき、負担軽減に資するシステムであること及び各診療所の診療科目にあったシステムであること。

イ 定期的にバージョンアップ(機能拡張)を図る ASP サービスで提供される大山町国民健康保険診療所電子カルテであること。

ウ 山陰地方の医療機関の電子カルテ導入実績を複数有し、中国地方内に営業拠点を有すること。

エ データは端末側に保持せずクラウド側にて保持すること。

オ 情報漏えい及び情報改ざんの防止、個人情報の管理に関して必要なセキュリティ対策

を講じること。

(2) 機器

ア システム利用端末は、本プロポーザルで導入システムが快適に動作する推奨スペック等で提案すること。

イ 診療所で操作する場合に使用する IC カード、IC カードリーダー等の機器については、見積に含めること。

ウ 各機器からシステムを利用するにあたり、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザーによる利用とすること。

エ 操作端末は、名和診療所 3 台・大山診療所 3 台・大山口診療所 6 台及びプリンター名和診療所 1 台・大山診療所 1 台・大山口診療所 2 台とする。

オ ネットワーク構築に係る接続機器を含む。

(3) ネットワーク

ア 診療所間は、インターネット (LGWAN 接続は不可) を経由して利用できること。

(診療所間のネットワークについては、大山町光ファイバーネットワーク施設を利用予定である。)

イ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

(4) 機能要件

別紙「機能要件」の機能を提供できること。

(5) セキュリティ要件

ア サイバー攻撃及び情報漏えい、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。

イ コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策を適切に講じること。

ウ SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。

エ 導入施設が使用する IP アドレスによるシステムへのアクセス制限を行うことができること。

オ アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合は、速やかに大山町に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

(6) 保守・サポート要件

ア 稼働後のサポート体制、保守内容及び年次費用について提案内容に含めること。

イ システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を定期的に行うこと。なお、バージョンアップを行う場合は、事前に通知した上で行うこと。

ウ 利用端末の OS や Web ブラウザーのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。

エ 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。

オ 操作方法に関する対応窓口を設置すること。なお、対応窓口は、電話、電子メール等からの問い合わせを可能とし、電子メールによる問い合わせは、24 時間受付可能であ

ること。

カ システムに関する障害発生時の対応窓口を設置すること。また、障害が発生した場合は、速やかに大山町に報告し、早期復旧を図るとともに、原因調査を実施し、調査結果を大山町に報告すること。

キ その他保守・サポートについて、有効な提案がある場合は、提案書に記載すること。

(7) バックアップ要件

ア 管理するデータが消失しないよう、バックアップデータを1日1回以上保存し、世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

イ バックアップデータは、稼働中のシステム及びデータを同時に破壊しないよう、別の媒体にて管理するなどの対応が可能なこと。

ウ 障害発生時は、大山町の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復元できること。

(8) その他

ア 運用時間は、通年24時間であること。ただし、システム保守等のため運用停止時間が必要となる場合は、事前に連絡すること。

イ ユーザID及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限の設定が可能で、権限に合ったメニューの表示や更新機能が制御されること。

ウ 特定の権限を有する担当課専用アカウントを利用し、診療所をまたいだ統合的な管理ができること。

~~エ 導入後に接続端末数・職員数の増減があつた場合でも、追加費用が発生しないこと。~~

~~オ~~ ASPサービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)や国の制度改正に伴う変更は、追加の費用なく提供すること。

~~カ~~ 公的機関から認証を受けたセキュリティマネジメントシステムに基づく管理がなされていること。

~~キ~~ 天災等によりネットワークが遮断された場合でも、機能を有すること。

復旧後に元データに反映できること。

3 システム導入

(1) セットアップ

システム構築時は、大山町が提供する職員情報等の初期データの登録を行うこと。

(2) 導入支援

ア 運用を開始するにあたり、大山町が行う設定作業の支援を適宜行うこと。

イ 利用開始に向けた作業内容の進捗や不明点の確認、作業が停滞している診療所への支援や問い合わせへの対応など導入サポートを行うこと。

(3) 操作マニュアル

ア 運用開始1ヶ月前までに操作マニュアルを作成し、大山町の確認を受けること。

イ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい平易

な記述とし、実際の画面キャプチャーを用いた分かりやすい説明とすること。

ウ 操作マニュアルは電子データ一式を納品すること。

(4) 研修

ア 導入システムの運用上必要な操作方法について、診療所の職員及び担当課の職員に対する操作研修を行うこと。

イ 操作研修は、導入システムに精通した者が講師を務めること。

ウ 研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して大山町に提出すること。

4 留意事項

(1) 本業務の遂行上知り得た情報は、大山町に許可なく第三者に公表、漏えい等をしてはならない。

(2) 導入システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムにこの仕様書の内容に適合しない状態が確認された場合は、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

(3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

(4) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ大山町に書面により報告し、大山町の承認を得ること。

(5) 大山町との打ちはわせは、業務の進捗上、必要と判断した場合は、随時実施すること。

(6) 本業務において、打ちはわせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。

(7) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載がない事項等に関して疑義が生じた場合は、大山町と受託者において別途協議の上、対応するものとする。